

関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備に関する政令（案）新旧対照条文目次

関稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条關係）	1
関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）（第二条關係）	4
輸入品に対する内國消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第三条關係）	7
関稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第四条關係）	8
関稅割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）（第五条關係）	18
石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第三百二十二号）（第六条關係）	22
經濟連携協定に基づく関稅割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第七条關係）	23

改正案	現行
<p>（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）</p> <p>第二条（省 略）</p> <p>2 法第四条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七・一九号の一の(三)のAの(b)及び第二七・二一 号の一の(四)のAの(b)に掲げる物品</p> <p>3～5（省 略）</p> <p>（輸出してはならない貨物に係る認定手続）</p> <p>第六十二条の二（省 略）</p> <p>2（省 略）</p> <p>3 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。</p> <p>一～三（省 略）</p> <p>四 疑義貨物（法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）は技術的制限手段（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号（定義）に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。）の内容</p>	<p>（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）</p> <p>第二条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七・一九号の一の(三)のAの(b)に掲げる物品</p> <p>3～5 同上</p> <p>（輸出してはならない貨物に係る認定手続）</p> <p>第六十二条の二 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 同上</p> <p>一～三 同上</p> <p>四 疑義貨物（法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示又は商品の形態（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで（定義）に規定する商品等表示又は商品の形態であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。）の内容</p>

五〇九 (省略)

4〇5 (省略)

(輸出してはならない貨物に係る申立て手続)

第六十二条の三 法第六十九条の四第一項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。

一 (省略)

二 商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段の内容(法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。)

三〇六 (省略)

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の十六 (省略)

2 (省略)

3 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一〇三 (省略)

四 疑義貨物(法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。)に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段(不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号(定義)に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。)の内容

五〇九 (省略)

4〇6 (省略)

五〇九 同上

4〇5 同上

(輸出してはならない貨物に係る申立て手続)

第六十二条の三 同上

一 同上

二 商品等表示又は商品の形態の内容(法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。)

三〇六 同上

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の十六 同上

2 同上

3 同上

一〇三 同上

四 疑義貨物(法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。)に係る商品等表示又は商品の形態(不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで(定義)に規定する商品等表示又は商品の形態であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。)の内容

五〇九 同上

4〇6 同上

<p>(輸入してはならない貨物に係る申立て手続)</p> <p>第六十二条の十七 法第六十九条の十三第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。</p> <p>一 (省 略)</p> <p>二 商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段の内容(法第六十条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。)</p> <p>三 六 (省 略)</p>	<p>(輸入してはならない貨物に係る申立て手続)</p> <p>第六十二条の十七 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 商品等表示又は商品の形態の内容(法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。)</p> <p>三 六 同 上</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）</p> <p>第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法の別表第一 六項に掲げる米、同表第一二二二・二二二号の一及び二に掲げる海藻その他の藻類、同表第一二二二・九九号の一に掲げるこんにやく芋、同表第二 八・二 号に掲げるパイナップル、同表第二二 四・二二 号、第二二 四・二九号及び第二二 四・三 号の二に掲げるぶどう搾汁、同表第二二・七 項に掲げるエチルアルコール及び変性アルコール、同表第二二 八・九 号の一の（一）のAに掲げるエチルアルコール、同表第二四 類に掲げるたばこ及び製造たばこ代用品並びに同表第九三 三・一 号から第九三 三・三 号までに該当する狩猟用の銃</p> <p>二 三 同 上</p> <p>二 三 同 上</p> <p>（他の製造工場で製造した製品で振替免税が適用されるもの）</p> <p>第五十四条の四 法第十九条の二第一項（課税原料品等）による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）に規定する政令で定める製品は、法の別表第二七 一 一 二 号の一の（一）及び第二七 一 一 二 号の一の（二）に掲げる揮発油、同表第二七 一 一 二 号の一の（三）及び第二七 一 一 二 号の一の（四）に掲げる灯油、同表第二七 一 一 二 号の一の（五）及び第二七 一 一 九 号の一の（一）及び第二七 一 一 九 号の一の（二）に掲げる軽油並びに同表第二七 一 一 二 号の一の（三）に掲げる軽油並びに同表第二七 一 一 九 号の一の（四）に掲げる重油とする。</p>	<p>（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）</p> <p>第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用することを適当としない貨物）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法の別表第一 六項に掲げる米、同表第一二二二・二二二号の一の（一）及び（二）に掲げる海藻その他の藻類、同表第一二二二・九九号の一に掲げるこんにやく芋、同表第二 八・二 号に掲げるパイナップル、同表第二二 四・二二 号、第二二 四・二九号及び第二二 四・三 号の二に掲げるぶどう搾汁、同表第二二・七 項に掲げるエチルアルコール及び変性アルコール、同表第二二 八・九 号の一の（一）のAに掲げるエチルアルコール、同表第二四 類に掲げるたばこ及び製造たばこ代用品並びに同表第九三 三・一 号から第九三 三・三 号までに該当する狩猟用の銃</p> <p>二 三 同 上</p> <p>（他の製造工場で製造した製品で振替免税が適用されるもの）</p> <p>第五十四条の四 法第十九条の二第一項（内貨原料品による製品を輸出した場合の免税）に規定する政令で定める製品は、法の別表第二七 一 一 一 号の一の（一）に掲げる揮発油、同表第二七 一 一 一 号の一の（二）及び第二七 一 一 九 号の一の（一）に掲げる灯油、同表第二七 一 一 一 号の一の（三）及び第二七 一 一 九 号の一の（四）に掲げる軽油並びに同表第二七 一 一 九 号の一の（五）に掲げる重油とする。</p>

一 一・一九号の一の(三)及び第二七一・二二号の一の(四)に掲げる重油とする。

(軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定)

第五十七条 法第二十条の第二項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。

一 一七 (省略)

八 法の別表第二七一・一九号の一の(三)のAの(a)及びBの(a)並びに第二七一・二二号の一の(四)のAの(a)及びBの(a)に掲げる重油及び粗油

九 一十二 (省略)

(無税を適用する馬の証明方法)

第六十四条 法の別表第一一・二二号の一及び二の(一)並びに第一一・二九号の一及び二の(一)の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2 (省略)

(野菜栽培用の豆の証明方法)

第六十七条 法の別表第七一三・一 号の二の(一)、第七一三・三三三号の二の(一)、第七一三・三四号の二の(一)、第七一三・三五号の二の(一)、第七一三・三九号の二の(一)、第七一三・五号の二の(一)、第七一三・六〇号の二の(一)及び第七一三・九号の二の(一)の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

(軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定)

第五十七条 同上

一 一七 同上

八 法の別表第二七一・一九号の一の(三)のAの(a)及びBの(a)に掲げる重油及び粗油

九 一十二 同上

(無税を適用する馬の証明方法)

第六十四条 法の別表第一一・一 号の一の(一)及び(二)のA並びに第一一・九号の一の(一)及び(二)のAの証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2 同上

(野菜栽培用の豆の証明方法)

第六十七条 法の別表第七一三・一 号の二の(一)、第七一三・三三三号の二の(一)、第七一三・三四号の二の(一)、第七一三・三五号の二の(一)及び第七一三・九号の二の(一)の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2 (省略)

(石油の分留性状の試験方法等の指定)

第七十二条 法の別表第二七類の備考1の(a)、(b)及び(c)に規定する政令で定める分留性状の試験方法、同表第二七類の備考1の(c)に規定する政令で定める試験方法並びに同表第二七一・一二号の(一)のB及び第二七一・一二号の(一)のBに規定する政令で定める分留性状の試験方法は、それぞれ工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七条に規定する日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)に定める石油の分留性状の試験方法、石油製品残留炭素分の試験方法及び化学製品の蒸留試験方法とする。

2 同上

(石油の分留性状の試験方法等の指定)

第七十二条 法の別表第二七類の備考1の(a)、(b)及び(c)に規定する政令で定める分留性状の試験方法、同表第二七類の備考1の(c)に規定する政令で定める試験方法並びに同表第二七一・一一号の(一)のBに規定する政令で定める分留性状の試験方法は、それぞれ工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七条に規定する日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)に定める石油の分留性状の試験方法、石油製品残留炭素分の試験方法及び化学製品の蒸留試験方法とする。

改 正 案	現 行
<p>（原料課税に係る課税標準の計算の方法） 第二十六条の二（省 略）</p> <p>2 法第十六条第八項又は第九項に規定する製品の原料として消費した原油等が特定していない場合における当該原油等についての石油石炭税の課税標準となる数量は、当該製品について関税法施行令第二十条の二（当該原油等が原油（関税定率法別表第二七 九・ 号に掲げる石油及び歴青油をいう。以下この項において同じ。）又は粗油（同表第二七一・一九号の一の（三）及び第二七一・二 号の一の（四）に掲げる粗油をいう。以下この項において同じ。）に該当し、かつ、当該原油又は粗油が石油精製の原料として消費される場合には、同条第二号を除く。以下この項において同じ。）の規定により関税の課税標準となる数量を計算した場合における当該数量（当該製品が関税法第四条第一項第二号（保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期）に係る同項ただし書の規定の適用を受けないものであるときは、同号に係る同項ただし書の規定の適用を受けるものとして同令第二条の二の規定を適用して計算したときの数量）とする。</p>	<p>（原料課税に係る課税標準の計算の方法） 第二十六条の二 同 上</p> <p>2 法第十六条第八項又は第九項に規定する製品の原料として消費した原油等が特定していない場合における当該原油等についての石油石炭税の課税標準となる数量は、当該製品について関税法施行令第二十条の二（当該原油等が原油（関税定率法別表第二七 九・ 号に掲げる石油及び歴青油をいう。以下この項において同じ。）又は粗油（同表第二七一・一九号の一の（三）に掲げる粗油をいう。以下この項において同じ。）に該当し、かつ、当該原油又は粗油が石油精製の原料として消費される場合には、同条第二号を除く。以下この項において同じ。）の規定により関税の課税標準となる数量を計算した場合における当該数量（当該製品が関税法第四条第一項第二号（保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期）に係る同項ただし書の規定の適用を受けないものであるときは、同号に係る同項ただし書の規定の適用を受けるものとして同令第二条の二の規定を適用して計算したときの数量）とする。</p>

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（麦等及び米穀等に係る証明方法）</p> <p>第二条 法の別表第一第一</p> <p>一 一・九一号、第一 一・九九号、第一 三・一号、第一 三・九号、第一 八・六号、第一 一・一 号、第一 一・二・九号の一及び二、第一 一 三・二一号、第一 一 三・一九号の一及び二、第一 一 三・二 号の一、四及び五、第一 四・一九号の一の(1)及び(2)並びに三、第一 一 四・二九号の一の(1)及び(2)並びに三、第一 一 八・一 号、第一 一 九・一 号の一の(一)のB、C及びDの(a)、第一 一 九・一 号の一の(二)のB、C及びDの(a)、第一 一 九・一 号の一の(二)及び(三)、第一 一 九・二 号の二の(一)及び(二)、第一 一 九・三 号、第一 一 九・四 号の二及び三並びに第二 一 六・九 号の二の(一)のBの(a)及び(b)の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 3 (省 略)</p> <p>（暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）</p> <p>第四条 法の別表第一第二七 一 一・二二号の一の(一)のC及び第二七 一 一・二二 号の一の(二)のCに規定する政令で定める石油化学製品は、次に掲げる物品とする。</p> <p>一 二 (省 略)</p> <p>（暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）</p>	<p>（麦等及び米穀等に係る証明方法）</p> <p>第二条 法の別表第一第一 一・一 号、第一 一・九号、第一 三・ 号、第一 三・ 号、第一 八・九号の二の(一)、第一 一・ 号、第一 一・二・九号の一及び二、第一 一 三・二 号の一、四及び五、第一 一 三・一九号の一及び二、第一 一 三・二 号の一、四及び五、第一 一 四・一九号の一の(1)及び(2)並びに三、第一 一 四・二九号の一の(1)及び(2)並びに三、第一 一 八・一 号、第一 一 九・一 号の一の(一)のB、C及びDの(a)、第一 一 九・一 号の一の(二)のB、C及びDの(a)、第一 一 九・一 号の二の(一)及び(二)、第一 一 九・二 号の二の(一)及び(二)、第一 一 九・三 号、第一 一 九・四 号の二及び三並びに第二 一 六・九 号の二の(一)のBの(a)及び(b)の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 3 同 上</p> <p>（暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）</p> <p>第四条 法の別表第一第二七 一 一・一 号の一の(一)のCに規定する政令で定める石油化学製品は、次に掲げる物品とする。</p> <p>一 二 同 上</p> <p>（暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）</p>

第五条 法の別表第一第二七二・二七三の(一)のBの(2)及び(三)、
第二七二・一九九号の(一)のBの(2)及び(三)並びに第二七二・二
七三号の(一)のBの(2)及び(三)に規定する政令で定める石油化学製品
は、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、ト
ルエン、キシレン又は石油樹脂とする。

(石油製品の混合)

第六条 法の別表第一第二七二・一九九号の(三)のAの(b)及び第二
七二・二七三号の(四)のAの(b)に規定する政令で定めるところに
より本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得られた重
油又は粗油は、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第五十六条
第一項(保税工場の許可)に規定する保税作業により、本邦に到着
した関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表(以下「関税
率表」という。)第二七二・二七三号の(三)、第二七二・一九
九号の(二)及び第二七二・二七三号の(三)に掲げる軽油に該当す
る石油製品に、当該石油製品に対する重量割合が十パーセントを超
えない数量の関税納付済みの石油製品を混合して得られたものとす
る。

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第二十条 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める貨物は、次
に掲げる物品とする。

一(二十) (省略)

二十一 関税率表第七三一九・四号に掲げる物品のうち安全ピン

二十二 関税率表第七三二六・二二号に掲げる物品

二十三 関税率表第七四一九・九九号に掲げる物品(ワイヤクロス
(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網(銅

第五条 法の別表第一第二七二・二七三の(一)のBの(2)及び(三)並
びに第二七二・一九九号の(一)のBの(2)及び(三)に規定する政令で
定める石油化学製品は、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジ
エン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂とする。

(石油製品の混合)

第六条 法の別表第一第二七二・一九九号の(三)のAの(b)に規定す
る政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製
品を混合して得られた重油又は粗油は、関税法(昭和二十九年法律
第六十一号)第五十六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税
作業により、本邦に到着した関税定率法(明治四十三年法律第五
十四号)別表(以下「関税率表」という。)第二七二・二七三号の一
の(三)及び第二七二・一九九号の(二)に掲げる軽油に該当する石油
製品に、当該石油製品に対する重量割合が十パーセントを超えない
数量の関税納付済みの石油製品を混合して得られたものとする。

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第二十条 同上

一(二十) 同上

二十一 関税率表第七三一九・二二号又は第七三二六・二二号に掲
げる物品

二十二 同上

の線から製造したものに限る。）、銅製のエキスパンデッドメタル並びに銅製のばねを除く。）

二十四 関税率表第八三・八項に掲げる物品

二十五 関税率表第九六・六項又は第九六・七項に掲げる物品

二十六 関税率表第三九二三・二二一號、第三九二三・二九號、第四

八一九・四 號、第四八二一・一 號又は第四八二三・九 號に

掲げる物品であつて包装に使用するもの

2 (省 略)

3 法第八条第一項第二号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。

一〇二十 (省 略)

二十一 関税率表第七三一九・四 号に掲げる物品のうち安全ピン

二十二 関税率表第七三二六・二 号に掲げる物品

二十三 関税率表第七四一九・九九号に掲げる物品(ワイヤクロス

(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網(銅

の線から製造したものに限る。)、銅製のエキスパンデッドメタ

ル並びに銅製のばねを除く。)

二十四 関税率表第八三・八項に掲げる物品

二十五 関税率表第九六・六項又は第九六・七項に掲げる物品

二十六 関税率表第三九二三・二二一號、第三九二三・二九號、第四

八一九・四 號、第四八二一・一 號又は第四八二三・九 号に

掲げる物品であつて包装に使用するもの

4 (省 略)

5 法第八条第一項第三号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。

一〇十一 (省 略)

十二 関税率表第六四 六・九 号に掲げる物品のうち本底及びか

二十三 同上

二十四 同上

二十五 同上

2 同上

3 同上

一〇二十 同上

二十一 関税率表第七三一九・二 号又は第七三二六・二 号に掲

げる物品

二十二 同上

二十三 同上

二十四 同上

二十五 同上

4 同上

5 同上

一〇十一 同上

十二 関税率表第六四 六・九一號又は第六四 六・九九号に掲げ

かと以外のもの

十三丁十四 (省 略)

6 8 (省 略)

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 (省 略)

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税について便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一 (省 略)

二 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第三 六・一四号の一及び第三 六・二四号の

二に掲げる物品、同表第七 六・九号に掲げる物品のうちごぼう、同表第七 九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、同表第七二二・九号の二に掲げる物品のうちたけのこ、

同表第九一・一一号の二の(二)及び第九一・一二号の二

の(二)に掲げる物品、同表第一二二・九号の四に掲げる物品(びやくだん及びびはとむぎ以外のものに限る。)、同表第一六

四・一一号に掲げる物品(気密容器入りのもの以外のものに限る。)、同表第一六 四・一五号及び第一六 四・一七号に

掲げる物品、同表第一六 四・一九号に掲げる物品(節類以外のものに限る。)、同表第一六 五・一 号の二に掲げる物品

(米を含むもの以外のものに限る。)、同表第一六 五・五一号に掲げる物品(気密容器入りのもの以外のものに限る。)、

同表第一六 五・五二号に掲げる物品、同表第一六 五・五三

号、第一六 五・五五号、第一六 五・五六号及び第一六〇五

・五八号に掲げる物品(気密容器入りのもの以外のものに限る

る物品のうち本底及びかかと以外のもの

十三丁十四 同上

6 8 同上

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 同上

2 同上

一 同上

二 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第七 六・九号に掲げる物品のうちごぼう、同

表第七 九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、同表第七二二・九号の二に掲げる物品のうちたけのこ、同表第九

一・一 号の二の(二)に掲げる物品、同表第一二二・九号の四に掲げる物品(びやくだん及びびはとむぎ以外のものに限る

。)、同表第一六 四・一一号に掲げる物品(気密容器入りのもの以外のものに限る。)、同表第一六 四・一五号に掲げる

物品、同表第一六 四・一九号に掲げる物品(節類以外のものに限る。)、同表第一六 五・一 号の二に掲げる物品(米を

含むもの以外のものに限る。)、同表第一六 五・九号の二の(三)に掲げる物品のうちあわび及び帆立貝以外の軟体動物(気

密容器入りのもの以外のものに限る。)、並びに帆立貝、同表第一 一・九号の二の(五)に掲げる物品のうちしようが並びに

同表第二二 六・ 号の二の(二)のBの(b)に掲げる物品

()、同表第一六〇五・五九号の二に掲げる物品のうち帆立貝

(いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。以下この号において同じ。)(以外のもの(気密容器入りのもの以外のものに限る。)

及び帆立貝、同表第二 一・九 号の二の(五)に掲げる物品のうちしようが並びに同表第二二 六・ 号の二の(二)のBの(b)に掲げる物品

口 (省 略)

三〇五 (省 略)

3 (省 略)

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十四条 法第九条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一〇十二 (省 略)

十三 法の別表第一第二七一 一・二号の一の(一)のC及び第二七一

一・二 号の一の(一)のCに掲げる揮発油

十四 法の別表第一第二七一 一・二号の一の(二)のBの(2)、第二七

一 一・一九号の一の(一)のBの(2)及び第二七一 一・二 号の一の(一)

のBの(2)に掲げる灯油

十五 法の別表第一第二七一 一・二二号の一の(三)、第二七一 一

九号の一の(二)及び第二七一 一・二 号の一の(三)に掲げる軽油

十六 法の別表第一第二七一 一・一九号の一の(三)のAの(b)及び第二

七一 一・二 号の一の(四)のAの(b)に掲げる重油及び粗油

十七 (省 略)

2 (省 略)

(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない

口 同上

三〇五 同上

3 同上

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十四条 同 上

一〇十二 同上

十三 法の別表第一第二七一 一・一 号の一の(一)のCに掲げる揮発

油

十四 法の別表第一第二七一 一・一 号の一の(二)のBの(2)及び第二

七一 一・一九号の一の(一)のBの(2)に掲げる灯油

十五 法の別表第一第二七一 一・一 号の一の(三)及び第二七一 一

一 九号の一の(二)に掲げる軽油

十六 法の別表第一第二七一 一・一九号の一の(三)のAの(b)に掲げる

重油及び粗油

十七 同上

2 同上

(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない

貨物)

第四十条 法第十三条第二項に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物に該当する外国貨物を原料として製造された貨物とする。

- 一 関税率表第一二・二九号、第一二・九号の二、第一三・九一号及び第一三・九二号に掲げる貨物
- 二 三 (省 略)

四 関税率表第三一・九九号の二の(一)、第三二・四一号、

第三二・四二号、第三二・四三号の二、第三二・四

四号、第三二・四五号、第三二・五一号、第三二・

五四号の二、第三二・五五号、第三二・五九号の二、第

三二・八九号の二、第三三・五一号、第三三・五三

号の二、第三三・五四号、第三三・五五号、第三三

・六三号、第三三・六六号の二、第三三・六七号、第

三三・六九号の二、第三三・八九号の二、第三三・九

号の二、第三四・四四号の二、第三四・四九号の二、

第三四・五三号の二、第三四・五九号の二、第三四

・七一号、第三四・七四号の二、第三四・七五号、第

三四・七九号の二、第三四・八六号、第三四・八九号

の二、第三四・九四号、第三四・九五号の二、第三

四・九九号の二、第三五・一号、第三五・五一号、第

三五・六一号から第三五・六三号まで、第三七・二

一号、第三七・二九号の二及び第三七・七一号の二

並びに第三七・七九号の二の(一)及び(二)に掲げる貨物

五 関税率表第三二・九号の二及び第三五・二号の二
に掲げる貨物のうち、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルル
シウス属のもの)の卵

六 関税率表第三五・三二号に掲げる貨物のうち、たら(ガド
ウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)

貨物)

第四十条 同上

- 一 関税率表第一二・九号の二、第一三・九一号及び第一三・九二号に掲げる貨物
- 二 三 同上

四 関税率表第三一・九九号の二の(一)、第三二・四号、

第三二・五号、第三二・六一号の二、第三二・六

四号、第三二・六九号の二、第三三・五一号、第三

三・五二号、第三三・七一号の二、第三三・七四号、第

三三・七八号の二、第三三・七九号の二、第三三・

八号の二、第三四・一九号の二の(一)及び(二)の(一)、第三

四・二九号の二、第三四・九九号の二、第三五・一

号、第三五・五一号、第三五・六一号、第三五・六二

号、第三五・六三号、第三五・六九号の二、第三七

・二二号、第三七・二九号、第三七・四九号の二、第

三七・九一号の二並びに第三七・九九号の二の(一)並びに二

の(一)及び(二)に掲げる貨物

五 関税率表第三二・七号の二及び第三五・二号の二
に掲げる貨物のうち、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルル
シウス属のもの)の卵

七| 関税率表第三 五・三九号の二に掲げる貨物のうち、にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)

八| 関税率表第三 五・五九号の二、第三 五・六九号の二、第三 五・七二号の二の(一)及び三の(一)並びに第三 五・七九号の二の(一)及び三の(一)に掲げる貨物のうち、にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)

九| 関税率表第三 七・四一号並びに第三 七・四九号の一及び三に掲げる貨物のうち、もんごういか(セピア・オフィキナリス)以外のもの

十| 関税率表第三 七・九一号並びに第三 七・九九号の一及び三に掲げる貨物のうち、いか(もんごういかを除く。)及び貝柱

十一| 関税率表第四 一・一号の一、第四 一・二号の一、第四 一・四号の一、第四 一・五号の一、第四 二・一号、第四 二・二二号、第四 二・二九号、第四 二・九一号の二の(一)及び二、第四 二・九九号の二の(一)及び二、第四 三・一号の二、第四 三・九号の一、第四 四・一号の二、第四 四・九号の一、第四 四・五項、第四 六・一号、第四 六・四号並びに第四 六・九号に掲げる貨物

十二| 関税率表第七二三・一号の二の(一)、第七二三・三三二号

六| 関税率表第三 五・三号の二及び第三 五・五九号の二に掲げる貨物のうち、にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)

七| 関税率表第三 七・四一号、第三 七・四九号の一、第三 七・九一号の三及び第三 七・九九号の二の(一)に掲げる貨物のうち、もんごういか以外のもの

八| 関税率表第四 一・一号の一、第四 一・二号の一、第四 一・三号の一、第四 二・一号、第四 二・二二号、第四 二・二九号、第四 二・九一号の二の(一)及び二、第四 三・九号の一、第四 四・一号の二、第四 四・九号の一、第四 四・五項、第四 六・一号、第四 六・四号並びに第四 六・九号に掲げる貨物

九| 関税率表第七二三・一号の二の(一)、第七二三・三三二号、

、第七一三・三三三号の二の(一)、第七一三・三三四号の二の(一)、第七一三・三五五号の二の(一)、第七一三・三九号の二の(一)、第七一三・五号の二の(一)、第七一三・六号の二の(一)及び第七一三・九号の二の(一)に掲げる貨物

十三 関税率表第一・一項、第一・三項、第一・六項及び第一・八・六号に掲げる貨物

十四 関税率表第一・五・九号の二に掲げる貨物のうち、関税率法第十三条第一項の規定の適用を受けないもの

十五 関税率表第一・一項、第一・二・九号の一、二及び三、第一・三・一・一号、第一・三・一・九号の一、二及び四、第一・三・二号の一、三の(一)、四及び五、第一・四・一九号の一、二の(一)及び三、第一・四・二九号の一、二及び三、第一・七項並びに第一・八項に掲げる貨物

十六 関税率表第一・二・二項、第一・二・二・二号の一及び二並びに第一・二・二・九号の一に掲げる貨物

十七 関税率表第一・二・二・二号の三に掲げる貨物のうち、ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)及びわかめ(ウンダリア・ピンナティフィダ)以外のもの

十八 関税率表第一・二・四号、第一・二・四二号、第一・二・四九号の二及び第一・二・五号の二の(一)のBの(d)の八に掲げる貨物

十九 関税率表第一・二・一七・二・三三号の二の(一)及び(二)のB、第一・二・四号の二、第一・二・六号の二、第一・二・九号の五の(一)のA及びBの(c)、第一・二・三・一・一・一の二並びに第一・二・三・九号の二に掲げる貨物

二十 関税率表第一・二・二・九号の一に掲げる貨物のうち、分蜜糖

二十一 関税率表第一・二・二・九号の二に掲げる貨物のうち、分

第七一三・三三三号の二の(一)、第七一三・三九号の二の(一)、第七一三・五号の二の(一)及び第七一三・九号の二の(一)に掲げる貨物

十 関税率表第一・一項、第一・三項、第一・六項及び第一・八・九号の二の(一)に掲げる貨物

十一 同上

十二 同上

十三 関税率表第一・二・二項、第一・二・二・二号の一の(一)及び(二)並びに第一・二・二・九号の一に掲げる貨物

十四 関税率表第一・二・二・二号の一の(三)に掲げる貨物のうち、ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)及びわかめ(ウンダリア・ピンナティフィダ)以外のもの

十五 同上

十六 同上

十七 関税率表第一・二・二・九号の一に掲げる貨物のうち、分蜜糖

十八 関税率表第一・二・二・九号の二に掲げる貨物のうち、分

蜜糖のもの

- 二十二 関税率表第一八 六・二 号の一の(一)及び二の(二)並びに第一八 六・九 号の二の(一)のAに掲げる貨物
- 二十三 関税率表第一九 一・一 号の一、第一九 一・二 号の一、第一九 一・九 号の一、第一九 四・一 号の二、第一九 四・二 号の二、第一九 四・三 号並びに第一九 四・九 号の一、二及び三に掲げる貨物
- 二十四 関税率表第二 二・九 号の二の(一)並びに第二 八・二 号の一の(一)及び二の(一)に掲げる貨物
- 二十五 関税率表第二 一・一 二 号の二の(一)、第二 一・二 号の二の(一)、第二 一・六 一 号の一並びに第二 一・六・九 号の一並びに二の(一)及び(二)のEの(a)のハの(四)の(一)に掲げる貨物
- 二十六 関税率表第二 一・六・九 号の二の(二)のAに掲げる貨物のうち、分蜜糖のもの
- 二十七 関税率表第二 一・六・九 号の二の(二)のEの(b)のハの(四)の(一)に掲げる貨物のうち、関税率表第一二二二・二二二 号の物品(ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)を除く。)のもの
- 二十八 関税率表第四 一・一 項から第四 一・三 項までに掲げる貨物(らくだ(ヒトコブラクダを含む。))の毛が付いている原皮を除く。)のうち、なめし過程にないもの以外のもの
- 二十九 関税率表第四 一・四 項から第四 一・七 項まで及び第四 一・一 二 項から第四 一・一 四 項までに掲げる貨物
- 三十 関税率表第四 二 五・ 号の二に掲げる貨物
- 三十一 関税率表第五 一 項及び第五 二・ 号の二に掲げる貨物
- 三十二 関税率表第六 四・ 六 項に掲げる貨物
- 三十三 関税率表第九 四 一・九 号の一に掲げる貨物

つ糖のもの

- 十九 同上
- 二十 同上
- 二十一 同上
- 二十二 同上
- 二十三 関税率表第二 一・六・九 号の二の(二)のAに掲げる貨物のうち、分みつ糖のもの
- 二十四 関税率表第二 一・六・九 号の二の(二)のEの(b)のハの(四)の(一)に掲げる貨物のうち、関税率表第一二二二・二二二 号の物品(ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)を除く。)のもの
- 二十五 同上
- 二十六 同上
- 二十七 同上
- 二十八 同上
- 二十九 同上
- 三十 同上

<p>別表第二(第二十六条関係)</p> <p>一～五 (省略)</p> <p>六 関税率表第六五・一項又は第六五 五・号の二に掲げる物品</p> <p>七 (省略)</p>	<p>別表第二(第二十六条関係)</p> <p>一～五 同上</p> <p>六 関税率表第六五・一項又は第六五 五・九号に掲げる物品</p> <p>七 同上</p>
---	--

<p>七二三・ 三五 七二三・ 三九 七二三・ 五 七二三・ 六 七二三・ 九 七二三・</p>	<p>一 二 二 三 一 二 二 四 一 二 二 四</p>	<p>落花生（煎つてないもの その他の加熱による調理 をしてないものに限るも のとし、殻を除いてある かないか又は割つてある かないかを問わない。）</p>	<p>平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで</p>	<p>七五、 トン（む きみ換算数 量とし、殻 付きのもの 一トンは、 殻を除いた もの・七 五トンに換 算するもの とする。）</p>
<p>七二三・ 五 七二三・ 九</p>	<p>一 二 二 二</p>	<p>落花生（いつてないもの その他の加熱による調理 をしてないものに限るも のとし、殻を除いてある かないか又は割つてある かないかを問わない。）</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （省 略）</p> <p>（特定の石油製品等に係る数量の計算） 第四条 法第八条第二項に規定する政令で定める石油製品又はガス状炭化水素は、それぞれ関税込率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七一・一九号の二若しくは第二七一・二二号の二に該当するグリース又は同表第二七一・二二号に掲げる天然ガスで本邦において採取されたものとする。</p>	<p>2 同 上</p> <p>（特定の石油製品等に係る数量の計算） 第四条 法第八条第二項に規定する政令で定める石油製品又はガス状炭化水素は、それぞれ関税込率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七一・一九号の二に該当するグリース又は同表第二七一・二二号に掲げる天然ガスで本邦において採取されたものとする。</p>

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第一条関係）

項名	経済連携協定	品目
一	（省略）	（省略）
四		
五	経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定	（一）～（四）（省略） （五） 関税率表第一七 一・一三号及び第一七 一・一四号の一の（二）に掲げる物品のうち小売用の容器入りにしたもの（一個の正味重量が一キログラム以下のものに限る。）
六	（省略）	（六）～（七）（省略）

別表第一（第一条関係）

項名	経済連携協定	品目
一	同上	同上
四		
五	同上	（一）～（四） 同上 （五） 関税率表第一七 一・一三号の一の（二）に掲げる物品のうち小売用の容器入りにしたもの（一個の正味重量が一キログラム以下のものに限る。）
六	同上	（六）～（七） 同上

別表第三（第一条関係）

項名	経済連携協定	品目
一	メキシコ協定	（一）～（四）（省略） （五） 関税率表第八三・一号の一及び第八三・九号の二に掲げる物品

別表第三（第一条関係）

項名	経済連携協定	品目
一	同上	（一）～（四） 同上 （五） 関税率表第八三・一号の二に掲げる物品

二	経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定	(六)～(一三) (省略) 関税率表第 八三・一 号の一及び第 八三・九 号の一に掲げる物品
三	(省略)	(省略)
四	タイ協定	(一) 関税率表第 八三・一 号の一及び第 八三・九 号の一に掲げる物品 (二)～(三) (省略)
五	インドネシア協定	(一) 関税率表第 八三・一 号の一及び第 八三・九 号の一に掲げる物品 (二) (省略)
七～六	(省略)	(省略)

二	同上	(六)～(一三) 同上 関税率表第 八三・一 号の一に掲げる物品
三	同上	同上
四	同上	(一) 関税率表第 八三・一 号の一に掲げる物品 (二)～(三) 同上
五	同上	(一) 関税率表第 八三・一 号の一に掲げる物品 (二) 同上
七～六	同上	同上